

法 学 第 328 号  
平成 29 年 7 月 12 日

各私立専修学校設置者 様

岩手県総務部法務学事課私学・情報公開課長

専修学校の専門課程の修了者に対する専門士又は高度専門士の称号の付与  
に係る関係書類の提出について（通知）

このことについて、修了者が専門士又は高度専門士と称することができる要件を満たす課程として文部科学大臣への推薦等を希望する場合は、下記事項に留意の上、必要書類を当課あて提出してください。

なお、推薦にあたっては、手続きマニュアル等を熟読のうえ、提出されるようお願いします。

また、該当がない場合は、書類提出の必要はありません。

記

1 認定のための要件

(1) 専門士について

- ① 修業年限が 2 年以上であること。
- ② 課程の修了に必要な総授業時数が 1,700 単位時間（62 単位）以上であること。
- ③ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行正在のこと。

なお、①～③については、学則に明記されていることが必要です。

※③について、学則以外の学内諸規程等により規定されている場合は、別途ご連絡願います。

(2) 高度専門士について

- ① 修業年限が 4 年以上であること。
- ② 課程の修了に必要な総授業時数が 3,400 単位時間（124 単位）以上であること。
- ③ 体系的に教育課程が編成されていること。
- ④ 試験等により成績評価を行い、その評価に基づいて課程修了の認定を行正在のこと。

なお、①～④については、学則に明記されていることが必要です。

※④について、学則以外の学内諸規程等により規定されている場合は、別途ご連絡願います。

2 提出書類

(1) 推薦手続等

ア 推薦について

様式 1-1（専門士）又は様式 1-2（高度専門士）

イ 名称変更について

様式 2-1（専門士）又は様式 2-2（高度専門士）

ウ 廃止について

様式 3－1（専門士）又は様式 3－2（高度専門士）

エ 不適合について

様式 4－1（専門士）又は様式 4－2（高度専門士）

オ 上記 1 の(1)の③及び(2)の④の成績評価が、学則以外の学内諸規程等により規定されている場合には、その写しも併せて添付してください。

※上記ア～エについては、紙媒体のほかデータで提出もお願いします。

(2) 完成年度以前に告示された課程の届出

完成年度に達していない課程については、告示された次の年度以降、完成年度までの間、毎年度、当該課程の状況について届出が必要となります。

様式 5－1（専門士）又は様式 5－2（高度専門士）

※ 初めて課程の修了者がいる年度に推薦して告示された場合は、届出不要です。

3 提出部数

様式 1～5：各 1 部

様式の留意事項にある添付資料：各 2 部

4 提出期限

2 (1) 推薦手続等：平成 29 年 8 月 18 日（金）【必着】

2 (2) 開設年度から推薦を希望する課程の届出：平成 29 年 8 月 4 日（金）【必着】

※但し、2 (2)については、当県において開設年度から推薦した学校が無いため、想定される届出はないもの。

5 記入上の注意事項

(1) 用紙の大きさは、日本工業規格 A4 判としてください。

(2) 「生徒総定員」及び「実員」については、申請年度の 5 月 1 日現在の生徒総定員及び実員を記入してください。

(3) 各様式に記載している留意事項や別添の記入事項の Q & A 等を参考として提出してください。

6 今後の事務手続（予定）

【各専修学校】 推薦希望書（様式 1）等を提出（8 月 18 日まで）



【 県 】 推薦希望校の実地調査等（8 月 21 日～9 月 1 日）



【 県 】 文部科学省への推薦（9 月 8 日まで）



【文部科学省】 認定告示（11 月を予定）

【担当】私学振興担当 中尾

電話 019-629-5042 FAX 019-629-5049

メールアドレス：[AH0007@pref.iwate.jp](mailto:AH0007@pref.iwate.jp)